令和3年度第1回

新宿区住宅まちづくり

審議会資料(5)-3

東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針 (原案)

令和3年12月 東京都

1 策定の目的等

住宅市街地の開発整備の方針(以下「本方針」という。)は、良好な住宅 市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとし て、都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想の明確な位置付け を行うものである。

あわせて、住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業及び都市施設等の計画を一体的に行うことにより、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施すること、民間の建築活動等を適切に誘導すること等を目的として定める。

なお、本方針の見直しについては、社会経済情勢の変化や、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)、「東京都住宅マスタープラン」(以下「住宅マスタープラン」という。)、都市再開発の方針、防災街区整備方針等の見直しの状況等を踏まえながら必要に応じて行う。

(1) 効果

本方針を策定することによる主な効果として、次のことが挙げられる。

- ① 住宅まちづくりの推進に向けた、都民、民間事業者、行政等の適切な誘導
- ② 都市計画制度の円滑な適用
- ③ 住宅まちづくり事業と都市計画制度の総合的、一体的な展開 これにより、東京都区部の住環境・住宅市街地の効果的・効率的な整 備の推進を図る。

(2) 位置付け

本方針は、住宅マスタープランの内容(住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき定める住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項を含む。)に適合するよう策定する。

また、「未来の東京」戦略や「都市づくりのグランドデザイン」、都市計画区域マスタープラン、都市再開発の方針、防災街区整備方針及び区の基本構想等と整合を図り策定する。

(3) 対象区域

本方針における対象区域は、次のとおりである。

区 分	区市町村	対 象 区 域
東京都市計画区域	東京都区部	行政区域全域並びに多摩川、 江戸川河口を結ぶ圏内の水面

2 住宅市街地の開発整備の目標

(1) 実現すべき住宅市街地の在り方

住宅は、人々が、生命、身体及び財産の安全を確保し、子供を育み、 社会経済の諸活動に参加していく上での基盤となるものである。

また、住宅は都市や街並みを構成する基本的な要素であり、都市の 活力や安全、環境、景観、地域社会の維持形成等に影響を与え、単な る私的財にとどまらず、社会的な性格を有している。したがって、経済的 活力や文化的魅力とあいまって、居住の場としての魅力を高めていくことが、都民生活の質の向上はもとより、都市社会に活力と安定をもたらし、首都東京の持続的な発展に寄与するものである。

東京における住宅市街地の整備の方向は、住宅・住宅地の大量供給を目的として、都市空間の高度利用や住宅の供給増を図ることに重点が置かれてきた時代から、市場の活用やストックを重視する時代へと移行している。

さらに、近年では、少子高齢化の進行、世帯構成の変化、住宅総数及び空き家数の増加など住生活をめぐる状況が変化しており、地震、水害などの自然災害に対する備え、持続可能な都市の実現に向けた環境対策、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展への対応、都市の国際化、みどりや水辺空間、農地の保全・創出などの課題に加え、新型コロナ危機を契機として「新しい日常」に対応した住宅政策が求められている。

また、都市計画区域マスタープランでは、概成する環状メガロポリス構造を最大限に活用し、人・モノ・情報の交流を更に促進するとともに、都市経営コストの効率化を図りながら、快適な都市生活や活発な都市活動を支える機能的かつ効率的な地域構造を構築していくこととしている。さらに、高齢者、子育て世代、障害者などあらゆる人々が暮らしやすい場を提供するとともに、利便性、快適性の高い働く場と居住の場との融合を図るなど、ライフスタイルや価値観の多様化に応じて、住み、働き、憩う場を選択することができる都市を目指すこととしている。

このようなことから、本方針においては、居住の場としても魅力的な東京の実現のために、概成する環状メガロポリス構造を活用した機能的か

つ効率的な地域構造の実現に加え、集約型の地域構造への再編を前 提とした、成長と成熟が両立した明るい未来の東京の住生活の実現を基 本的な目標に掲げる。

また、東京には、都市構造上の位置、歴史や伝統、居住者の状況等の相違により、様々な特性を有する地域が存在しており、こうした東京の各地域があいまって、東京の魅力を形成している。住宅市街地の整備に当たっては、各地域の特性を生かすことが必要であることから、「都市づくりのグランドデザイン」において地域の特性、果たす役割などを踏まえて設定した4つの地域区分と2つのゾーンごとに、状況に応じた対応を図るものとする。

(2) 住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標

「成長と成熟が両立した未来の東京の住生活の実現」に向けて、次の目標を定め、それぞれに示す2040年代の姿の実現に取り組む。

目標1 新たな日常に対応した住まい方の実現

- ●都民の住生活にDXが浸透し、住まいの安全性・快適性がIoTの 活用等により向上するとともに、職住一体・近接や在宅学習の環 境が整備され都民のニーズに対応して住宅での時間を楽しめる 住まい方が実現している。
- ●住宅に関わる様々な手続がオンラインで、ワンストップで完了できるようになっている。

目標2 脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化

- ●ゼロエネルギー住宅など、省エネルギー性能が高く、再生可能エネルギーを利用した住宅が広く普及している。
- ●ゼロエミッション化に向けて、電気自動車の充電設備などのインフラ整備が進み、緑豊かな住宅市街地が形成されている。

目標3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定

- ●年齢、国籍、性的指向等を理由とした入居制限を受けず、誰もが 自ら住まいを選択し、いきいきと自分らしく生活している。
- ●住宅確保に配慮を要する都民の公共住宅等や民間賃貸住宅への入居が進み、社会から孤立することなく世帯の人数や構成に相応しい住宅で暮らしている。

目標4 住まいにおける子育て環境の向上

- ●子育て世帯が世帯の人数や構成、ライフスタイルなどに応じた規模や性能を持った住宅で暮らしている。
- ●多様な子育て支援施設が整備されるとともに、各々のニーズに応じて近居や多世代同居が進むなど、子育て世帯が地域のコミュニティの中で、子育てを楽しみながらいきいきと暮らしている。

目標5 高齢者の居住の安定

- ●住宅のバリアフリー化や断熱性能の向上が図られ、高齢者の多様なニーズに応じ、安全で健康に生活できる住宅が普及している。
- ●地域包括ケアシステムの構築に加え、近居や多世代同居の実現

などにより、在宅高齢者が的確な支援や介護を受け、社会から孤立することなく住み慣れた地域で安心して住み続けることができている。

目標6 災害時における安全な居住の継続

- ●都民が住宅の耐震化やハザードマップの情報などについて理解 して、自ら防災に関心を持って暮らしている。
- ●大規模な地震や風水害に対し、ハード・ソフトの両面において災害に強い住宅・住宅市街地が形成されている。
- ●被災後に応急仮設住宅が速やかに供給され、都民の居住の確保 が円滑に進む体制が強化されている。

目標7 空き家対策の推進による地域の活性化

- ●住宅所有者の意識が高まり、行政、企業、NPOなどから適切な支援を受け、住宅が長期間、空き家として放置されず、空き家となった際も早期の段階で円滑に流通・活用等が図られるようになっている。
- ●空き家が、都市問題として顕在化することなく、地域のニーズや所有者の意向を踏まえた様々な用途に有効活用されるとともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家が適切に除却されることにより、地域の活力が維持されている。

目標8 良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現

●都民のニーズに応じた多様で良質な住宅が供給され、住宅を「つ

くっては壊す」社会から「長く大切に使う」社会に転換している。

- ●住宅の性能や改修履歴等に関わる情報が分かりやすく提供され、 都民が必要な情報をワンストップで入手することができている。
- ●住宅生産においてDXが進展し、設計や施工の効率化や建設技能の円滑な承継が進んでいる。

目標9 安全で良質なマンションストックの形成

- ●安全で良質なマンションストックが形成され、マンションに暮らす 多様な都民が都市の利便性や快適性を享受しながら豊かな住生 活を営んでいる。
- ●マンション内のコミュニティはもとより、マンションと地域との良好な 関係が築かれており、災害時にも相互に助け合う体制が整い、管 理組合が中心となって防災対策に取り組むなど、マンション居住 者が安心していきいきと暮らしている。

目標 10 都市づくりと一体となった団地の再生

- ●団地に多様な世代が生活するとともに、様々な人が集い、交わる 居場所が創出されることで、団地や団地を核とした地域のコミュニ ティが活性化している。
- ●団地の建替えに併せたまちの再生や、建替えによる創出用地のまちづくりへの効果的な活用により、東京の魅力・活力の向上に資する都市機能が集積した拠点や、生活支援機能が整った誰もが暮らしやすい地域の拠点が形成されている。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

(1) 住宅市街地における土地利用

居住機能の充実、住環境の維持や改善、ゆとりある住宅地の形成など、 東京の都市構造、地域ごとの整備の方向等を踏まえ、都市計画区域マス タープランにおいて、住宅市街地における土地利用を次のとおり定めて いる。

- ① 中枢広域拠点域では、外周部などにおいて良好な低層及び低中層の住宅地の環境を保全しつつ、質の高い中高層住宅地を計画的に誘導する。
- ② 国際ビジネス交流ゾーンでは、国際競争力の強化に資する居住環境の創出のため、都市基盤とのバランスにも配慮しながら、土地の有効・高度利用を図るとともに、国際水準の住宅やサービスアパートメント、外国語対応の医療、教育、子育て施設などの整備を誘導する。
- ③ 新都市生活創造域では、立地適正化計画などとの整合を図りながら、計画的な中高層住宅地とともに、低層及び低中層を主体とした住宅地の形成を図る。

(2) 住宅市街地の整備又は開発の方針

住宅市街地の整備に当たっては、「都市づくりのグランドデザイン」に おける4つの地域区分及び2つのゾーンのうち、本都市計画区域が属す る2つの地域区分及び1つのゾーンについて、それぞれの特性と将来像 を踏まえた都市づくりの視点から、次のとおり、地域ごとに住宅市街地の 整備又は開発の方針を定める。 なお、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づき指定された「特定都市再生緊急整備地域」及び「都市再生緊急整備地域」において整備又は開発を行う場合には、その地域整備方針も踏まえて整備等を進める。

① 中枢広域拠点域及び国際ビジネス交流ゾーン

国際的なビジネス・交流機能や業務・商業などの複合機能を有する 中核的な拠点の形成、高齢者向け住宅や外国人のニーズ等を踏ま えた住宅など多様なライフスタイルに対応した住宅の供給、高経年マ ンションなどの建築物の更新、木造住宅密集地域の改善、緑や水辺 空間の保全・創出などを進め、中心部では高密度の、縁辺部では中 密度のみどり豊かで潤いのある複合市街地の整備を進め、充実した 鉄道ネットワークに支えられた魅力的な居住生活を実現していく。

高次の中枢機能のほか、商業、観光、芸術文化など多様な都市機能が面的に広がっている国際ビジネス交流ゾーンでは、グローバルビジネスやインバウンドなど国際競争力の強化に向けた機能の一層の導入を目指す中で、中小オフィスビルのストックも活用したリノベーションやニーズに応じた用途転用も柔軟に進めるとともに、中央環状線の内側等の交通結節性の高い駅周辺における多機能を融合した駅まち一体のまちづくりなどにより、高質な職住等が融合した市街地を整備する。

主要な駅周辺では、業務、商業施設に加え、医療、高齢者福祉、 子育て支援施設など、都民の生活を支え、柔軟な働き方・暮らし方に 対応する都市機能の集積を図る。

東京東部の海水面よりも低い地域に形成された広大な市街地、い

わゆる広域ゼロメートル市街地では、気候変動によって高まる大規模 水害リスクに備えて、浸水発生時に住民の生命の安全を確保し、財産・経済への被害を最小限にとどめ、速やかな復旧・復興を可能とす るために、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応した まちづくりを進めていく。

木造住宅密集地域では、都市開発諸制度の適用、市街地再開発 事業等による共同化や、道路・公園整備や不燃化による建替えを促進するとともに、空き家・空き地の活用や共同化などに合わせた緑化 スペースの創出、不燃化建替えの際にブロック塀の生垣化などによる 緑化を進め、みどり豊かな魅力ある都市環境を創出していく。

② 新都市生活創造域

生活に必要な都市機能が集積した地域の拠点や生活の中心地の 形成を進めるとともに、サテライトオフィスの設置やテレワークの環境 整備による職住の融合、木造住宅密集地域の改善、公園、農地、緑 地などみどり豊かな環境の保全・形成などを図り、都民の生活の場と しての住宅市街地を整備する。

主要な駅周辺では、大規模な商業、医療、高齢者福祉、子育て支援施設など、都民の生活を支え、柔軟な働き方・暮らし方に対応する都市機能が集積した地域の拠点の形成を図る。

地域の拠点以外の駅周辺など公共交通の利便性が高い場所では、 生活に密着した都市機能が立地する生活の中心地の形成を図る。これらからの徒歩圏では、多様な世代やライフスタイルに対応し、活力のある地域コミュニティを育む住宅市街地を誘導する。また、厚みとつながりのあるみどりの骨格の形成に向け、大規模団地の建替えによる 緑化や居住環境と営農環境との調和した市街地の整備を進め、ゆとり と潤いのある市街地を形成する。農地を適切に保全し、地域全体とし ての魅力向上を図る。

木造住宅密集地域では、都市開発諸制度の適用、市街地再開発事業等による共同化や東京都建築安全条例に基づく防火規制区域の指定により耐火性の高い建築物への建替えなどにより、木造住宅密集地域改善を促進する。さらに、NPO等の民間が主体となって市民緑地認定制度等を活用し、空き家・空き地の緑化や地域のコミュニティ活動の場としての維持・管理を促進するとともに、不燃化建替えの際にブロック塀の生垣化などによる緑化を促進する。

東部低地帯等の大規模な浸水被害が想定される地域では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、浸水発生時に住民の生命の安全を確保し、財産・経済への被害を最小限にとどめ、速やかな復旧・復興を可能とするために、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応したまちづくりを進めていく。

高度経済成長期に建設された大規模団地などでは、更新に伴い、 地域の課題に対応した日常の買い物、子育て支援、高齢者福祉など の機能導入、バリアフリー化などが進み、地域活力やコミュニティの維 持・向上が図られ、安全・安心な質の高いまちを実現していく。

4 重点地区等の整備又は開発の方針

(1) 重点地域

ア 地域の設定

業務・商業などの複合機能や芸術・文化・スポーツ、イノベーションを 創出する産業など多様な特色を有する地域の形成と併せて、多様なライフスタイルに対応した住宅を供給するなど、首都機能を担う東京圏の中心である国際ビジネス交流ゾーンを含めた中枢広域拠点域を「重点地域」として位置付ける。

イ 整備又は開発の方針

重点地域においては、老朽建築物の更新や木造住宅密集地域の改善、高経年マンションの機能の更新、みどりや水辺空間の保全・創出などに向け、都市基盤とのバランスや周辺環境に配慮しながら、計画的かつ複合的で高度な土地利用を推進する。住宅ストックの形成状況、都心の利便性を生かした様々な居住ニーズを踏まえ、高齢者向け住宅、外国人向けの住宅、子育てに配慮した住宅、長期優良賃貸住宅等、多様なライフスタイルに対応した住宅の整備を誘導し、質の向上を図る。

地域の状況に応じて、特定街区、高度利用地区及び再開発等促進区を定める地区計画等の諸制度の活用を図る。

(2) 重点地区

ア地区の選定

住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、又は開発すべき地区を「重点地区」として選定し、都市計画制度の適用、事業の実施状況等を踏まえ、地区ごとに整備又は開発の目標、整備方針等を定め、計画や事業の積極的な推進を図る。

イ 選定基準

重点地区には、原則として、住宅マスタープランにおける重点供給地

域のうち、住宅市街地の計画的な整備又は開発に向けた都市計画の決定、事業の実施等が見込まれるものを選定する。

選定に当たっては、地域の住宅まちづくり活動の動向を踏まえる。

ウ 具体的な地区の計画

本都市計画区域における具体的な重点地区の整備又は開発の計画 は、地域の住宅まちづくり活動の動向を踏まえるとともに、特定都市再生 緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域に係る重点地区については、 その地域整備方針と整合を図る。

重点地区の整備又は開発の概要について別表に示す。